もてなしの阿波とくしま観光基本条例

目次

第一章 総則 (第一条—第八条)

二章 観光 の振興に関する基本的施策 (第九条—第十八条)

第三章 雑則 (第十九条)

附則

と金時、 徳島県は 吉野川等の心が 全体として多様 すだち、 太平洋 阿波尾鶏、 な変化に 側 いやされ \mathcal{O} 鳴門わ る豊か 富んだ気 声 かめ、鱧等の豊富な食材を有している。な自然に恵まれ、こうした環境の中で葯 候を有するとともに、 \mathcal{O} 山 岳 地 域とい 鳴門の渦潮、 った地域ごとに気候が異な 中で育てら 県南部 の海、 た なる

光客を引き付ける観光地づくりの可能性に満ちあふれている。 ずら橋とい は長年の歴史と伝統に培われたあたたかいおもてなしの心が受け継がれるなど、 また、 阿波正藍しじら織、 徳島県は、 った歴史的又は文化的 世界に誇 大谷焼とい り得る阿波踊りをはじめ、 な遺産等の った伝統的な文化 魅力あふれる観光資源を有するほか、 で産業、 阿波人形浄瑠璃、 うだつの 町並み、 阿波藍、 祖谷 県民にのかれ \mathcal{O}

を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。 うとともに、 観光は、 、県民の本県の歴史、文化等に対する理解を深め、県民が地域への誇りと少子高齢社会において将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割 りと愛着 を担

活性化、雇用機会の拡 のである。 水産業や商工業をはじめとする幅広 そして、 観光を支える産業は、 大、 潤 !いのあ 旅行 ぬる豊かない分野の 業や旅館業のみならず、 な生活環境 事業に及ぶ総合的なものであり、 の創造等、 本県の基幹産業であ 様 々な領域に貢献 地域経済 するも る農 \mathcal{O} 林

及び県民生活 を持って、 行政のみならず、 一人一人が観光の重要性を理解し、 さらに、 こうした観光 観光の振り の向上につなげていかなければならない $\overline{\mathcal{O}}$ 振興を通じて、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、かつ主体的に観光の振興のための活動に取り組んでい 観光事業者や観光関係団体といった観光に携わるもの振興を積極的に推進するためには、その基本的な方向 振興を積極的に推進するため 本県の 魅力を高めることが必要であるとの共通の認 0 本県 く必要がある。 はもとより、 性を明ら の経 済 カン \mathcal{O} 発展 県民 Ļ 識

それぞれの立場で協働 この条例を制定する。 こうした認識 の下、 て観 市 光 町村、 \mathcal{O} 振興に 県民 関する施策を戦略 観光事業者、 観光 的 **りかつ積極的に推進するため光関係団体等の総力を絹集し** め

第一章 総則

(目的)

観光事業者及び観光の条例は、 ることを目的 て豊かで活力に満ちた 基本となる事項を定めることにより、 とする。 は、 光関係団: 観光 地 域社会の実現、 の振興に関 体の役割を明らかにするとともに、 ľ 観光 本県 基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民 5の経済の発展及びれの振興を戦略的な びか 観光の 県民 つ積極 生 振興に関 的に 活 \mathcal{O} 推進 向 上 合する施策 に寄与す もつ

(定義)

- 第二条 よる。 この 条例において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところに
- の観光に関する事業を営む事業者をいう。観光事業者 旅行業、旅館業等の観光な 観光旅行 者を対象とする事業を営む事業者その
- をいう。 観光関係団体 観光の 振興を目的として、 観光事業者、 行政機関等で構成する 4
- 県民等 県民、 観光事業者、 観光関係団体及びその 他 \mathcal{O} 地域社会を構成する者

(基本理念)

- 第三条 なって、 ない。 、次に掲げる事項の実現を目指すことを基本理念とし観光の振興は、県、市町村及び県民等がそれぞれの立 立して取 お り 組い て協 なけ れば なら
- り返し本県を訪れることにより 他の都 道府県 及 び外国 \mathcal{O} Þ 本 対 県全体が活力あるも 知 のとなっていること。 Ļ 多くの 観光旅行 者 が
- 済の発展がもたらす利益 域に対する誇りと愛着を持ち、 すべての県民 が、 観光 性豊かな観光地が形成され、地域の歴史、と豊かな県民生活を享受できていること。 の振興への 活力に満ちた地域社会を形成することにより、 関与及び地域を訪れる人々との交流を通じ て、 地 域 経 地
- て を要する者をはじめとするすべわれたおもてなしの心により、 創意工夫を生かした個 いること。 とするすべ ての人 高齢者、 々 が安心し 障害者、 て快適に観光ができるよ外国人その他観光におい 観光ができるよう配慮さ 文化、 て特に 伝統 等 配 れ慮培
- ること。 地域の景観や自然環境と調和 た徳島県ならでは の魅力的 な観光地が形成され

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に規定する観光の振興につい を有する。 にのっとり、 観光の振 無に 関する総合的 カン つ計画的な施策を策定し、 〒画的な施策を策定し、及び実施する責務ての基本理念 (以下「基本理念」という。)
- の振興に取り組むことができるよう必要な支援及び総合調整を行うもとができるよう情報の提供を行うとともに、県民等が相互に連携し、県は、基本理念にのっとり、県民等に対して観光の振興に関する共 関する共通 一体となっ \mathcal{O} とする。 の認 識 を持 観光 つこ

(市町村との連携等)

- 第五条 努めるものとする。 県は、 観光の振興に関する施策の 策定及び実施に当たっ ては、 市町 '村との連携に
- 県は、 情報 報の提供、技術的な時地域の特性を生か. は助言等を行いした観光の! うものとする。 振興に関する広域的 とする。 な施策を実施する市 町 村

(県民の役割)

の地域 行者を温かく迎え、 が 県民は、 体となった観 基本理念に 光 元の振興には域の魅力にのっとり、 とり、 を十分に伝えるため、観がに対する関心及び 関する取 組 に 積極的 · 参 観光に関するボランテ 理解を深 画す るよう努め 8 るととも る 1 \mathcal{O} とす ア等

- 2 (観光事業者の役割 県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 第七条 る観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。 観光旅行者に対する心のこもったサービスの提供等の事業活動を通じ、 観光の振興における中心的な立場にあることにかんがみ、観光に関する情報の発 観光事業者は、 基本理念に 0 つとり、 自らが直接観光旅行者と接する機会を多く 本県を訪 れ
- を生産する農林 観光事業者は、 水 基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、 産業等の地域における他の分野の事業者との連携に努め るも 豊富な食材 のとす
- 3 る。 観光事業者は、 県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとす

(観光関係団体の役割)

- 第八条 誘致及び受入れ態勢の整備等に取り組むものとする。 観光関係団体は、 基本理念にのっとり、観光に関する情報の 発信、 観光旅 行 者 \mathcal{O}
- 観光関係団 体は、 県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるも 0

第二章 観光の振興に関する基本的施策

(観光振興基本方針)

- 第九条 観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる観光の振興につい ての基本方針に基づき、
- 力ある観光地の形成を図ること。 自然、 文化、 歴史、 産業等に関する観光資源の活用による地域の 特性を生か した魅
- 向上を促進すること。 徳島県ならではの魅力的な産品の創出を図るなど、 観光地としての総合的 な魅 力 \mathcal{O}
- 分野の開拓を図るとともに、県内での宿泊や長期の滞在を伴う旅行を促進すること。 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行等の新たな観光 \mathcal{O}
- 体となった観光旅行者の受入れ態勢の整備を促進すること。 徳島県ならではのおもてなしの心と観光に関する利便性の向上により、 県民等が一
- 五.
- ること。 県内のすべての地域が活気にあふれ、活力に満ちたものとな本県の魅力を戦略的に発信するための取組を促進すること。 に満ちたものとなるため \mathcal{O} 取 組 を促進す
- 七 際観光の振興に関する取組を促進すること。 姉妹都市との交流や経済交流を通じて外国から の観光旅行者の誘致を図るなど、 玉
- る取組 県内の各地域間 の推進により、 の連携及び四国地方、 広域的 な観光の 振興を図ること。 近畿地方等の近隣の地域の 府県と の連携に ょ

(観光振興基本計画)

きるよう必要な措置を講じるとともに、 関する基 知事は、 観光振 一本的な計画 観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、 興基本計画を定めるに当たっては、 (以下「観光振興基本計画」 あらかじめ、 徳島県観光審議会の意見を聴 県民等の意見を反映することがで という。)を定めるものとする。 観光 かな の振

け

- 3 い 知事は、観りればならなり 観光振興基本計画を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなけ れば ならな
- 4 前二項の
- 5 \mathcal{O} 知事は、 成果の検証を行うも 観光振興基本計画に基づき実施された観光の振興に関する施策規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。 のとする。 に 0 1 て、 そ
- 6 ともに、 知事は、 当該検証 毎年度、 の結果の概要を公表するも 前項に規定する検証 の結果に \mathcal{O} とする。 うい て、 議会に報告し、 意見を聴く

(阿波とくしま観光の日等)

- 第十一条 ま観光週間を設ける。 興に関する共通の認識を持つことができるよう、 県民等において、 広く観光につい ての 関 阿波とくしま観光の日及び阿波とくし心と理解を深めるとともに、観光の振
- 2 定める。 阿波とくしま観光の日とする日及び阿波とくしま観光週間とする期間 は、 知 事 が 別 に
- 3 施されるよう努めるも 県は、 阿波 とく 、しま観 のとする。 光 の日及び 阿波とくしま観光週間 の趣旨にふさわ 11 事業が 実

(地域の観光の振興に関する総合力の向上等)

- 第十二条 興に寄与する人材 県は、 県内の各地域における観光地間 の活用、 観光に関する情報の集約及 この相互 び提供等の の連携を図るとともに、 各地域 の観光 の振 観 光 興に派の振
- 施策を講ずるものとする。 情報の表示等に 県は、県内の観光地の一体感の醸成を図るため、観光地にお関する総合力の向上のために必要な施策を講ずるものとする。 ついて統一された規格 色彩、 デザイン等の活用を促進するなど必要な 観光地における観光旅行者に対する

(観光の振興に寄与する人材の育成

第十三条 の必要な施策を講ずるものとする。 する者の知識及び能力の向上、地域の 県は、 び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、 関する知識 観光に関する事業に従事 識 \mathcal{O} 普及 \mathcal{O} 促 進等

(自然環境及び良好な景観の保全等)

第十四条 全並びに環境美化 図るため、 県は、 環境美化に対する理解の増進を図るなど必要な施策を講ずるものとする。 自然体験活動を通じて県民等及び観光旅行者の自然環境及び良好な景観 には、観光地における自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化の促 の保を

(安全及び安心 の確保)

第十五条 のとする。 観光旅行者が安全に 観光地に .安心して観光ができるようにするために必要な施策を講ず.おいて事故、災害等が発生した場合における必要な情報の の提供 るも

(広報及び啓発)

- 第十六条 の積極的な参画が促進されるよ十六条 県は、県民等の観光の 県は、 よう、観光の振興に関の振興に対する意識の の高揚及 する広報及 Ű 及び親光 び啓発に努めるったの振興に関する Ź の取 とすっ
- 2 頃に 規定する広報及び啓発を行うに当た 0 7 は 県民等がこの 条例 に 0 1 て十分に

理解するとともに、愛着を持つことができるよう、 配慮するものとする。

(観光に関する統計の整備等)

第十七条 の収集、 を図るとともに、その成果を県民等に提供するものとする。 観光に関する動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備及び充実知事は、観光の振興に関する施策を効果的に実施するため、観光に関する情報

(財政上の措置)

第十八条 ように努めるものとする。 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、 必要な財政上の措置を講ずる

第三章 雑則

(委任)

第十九条 める。 この条例に定めるもの のほ か、 この 条例の施行に関し必要な事項は、 知事が定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与する必要がある。これが、こめることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光 域社会の実現、 の条例案を提出する理由であ ર્વે